

修正した条項の見え消し（事業契約書（案））

（引渡し後の解除の効力）

第77条 略

2 甲は、第1項に掲げる規定により本契約が解除された日から15日以内に「本施設」の現況を検査するものとし、当該検査により、「本施設」に乙の責めに帰すべき事由による損傷等を認め、~~若しくは前項による使用開始の状態への復旧が不十分と認め~~るときは、甲は、乙に対してその修繕、補修等を求めることができる。この場合において、乙は、必要な修繕、補修等を実施した後、速やかにその旨を甲に通知し、甲は、当該通知の受領後10日以内に当該修繕、補修等の完了の検査を行わなければならない。

3及び4 略